

「LT会」会報第 14-13 号(総 147 号)

上海 LT コンサルティンググループ

江蘇省が 11 月 1 日から最低賃金基準を引上げ

江蘇省人力資源社会保障庁が 2014 年 10 月 23 日付で「全省最低賃金基準の調整に関する通知」を発表した。

これにより 2014 年 11 月 1 日から全日制雇用(正社員)の月最低賃金基準は、一類地区が 1,480 元から 1,630 元に、二類地区が 1,280 元から 1,460 元に、三類地区 1,100 元から 1,270 元に引き上げられた。また、非全日制雇用(パート、実習生等)の最低時給は、一類地区が 14.5 元、二類地区が 12.5 元、三類地区が 11 元とされた。

おって省の通知を受け、蘇州市人力資源社会保障局が 2014 年 10 月 27 日付の「蘇州市最低賃金基準の調整に関する通知」により、2014 年 11 月 1 日から同市の月最低賃金基準を従来と同様に省一類地区に 50 元上乗せした 1,680 元に調整すると公表した(図表1)。

図表1:江蘇省最低賃金基準の引上げ状況

地区 分類	区分		旧基準 (2013 年 7 月 1 日)	新基準 (2014 年 11 月 1 日)	引上げ幅	引上げ率
一類 地区	全日制 雇用	蘇州市	月給 1,530 元	月給 1,680 元	150 元	9.8%
		その他	月給 1,480 元	月給 1,630 元	150 元	10.1%
	非全日制雇用		時給 13 元	時給 14.5 元	1.5 元	11.5%
二類 地区	全日制雇用		月給 1,280 元	月給 1,460 元	180 元	14%
	非全日制雇用		時給 11 元	時給 12.5 元	1.5 元	13.6%
三類 地区	全日制雇用		月給 1,100 元	月給 1,270 元	170 元	15.5%
	非全日制雇用		時給 9.5 元	時給 11 元	1.5 元	15.8%

(注) 地区分類は図表3を参照のこと。

なお、「全省最低賃金基準の調整に関する通知」には以下のように明記されているに留意されたい(図表 2)。

図表2:最低賃金の留意事項

- 最低賃金基準には以下の内容を含まない。
 - 時間外手当
 - 三交代勤務の中勤手当、夜勤手当、高温手当、低温手当、坑道勤務手当、有毒有害手当等の特殊勤務手当
 - 法規及び国家规定に定める労働者に対する福利待遇等
- 上記1(1)～(3)に示す内容と個人が下限で払い込んだ住宅積立金を控除した後に企業が労働者に支給する月給が最低賃金基準を下回ってはならない。
- 企業が代わりに勤務する実習生の実習報酬や働きながら学ぶ学生の労働報酬を支給する際は時給で給与を計算し、かつ当地非全日制雇用の最低時給を下回ってはならない。

図表3:江蘇省最低賃金基準の地区分類表

地級市	市区、県級市及び県	分類
南京市	市区	一類
	溧水県、高淳県	二類
無錫市	市区、江陰市、宜興市	一類
徐州市	市区	二類
	新沂市、銅山県、豊県、沛県、邳州市、睢寧県	三類
常州市	市区	一類
	金壇市、溧陽市	二類
蘇州市	市区、吳江市、張家港市、常熟市、昆山市、太倉市	一類
南通市	市区、啓東市、通州市、海門市	一類
	海安県、如東県、如皋市	二類
連雲港市	市区	二類
	灌南県、灌雲県、東海県、贛榆県	三類
淮安市	市区(楚州区、淮陰区除く)	二類
	楚州区、淮陰区、涟水县、洪沢県、盱眙県、金湖県	三類
塩城市	市区、大豊市、東台市	二類
	建湖県、射陽県、阜寧県、滨海県、響水県	三類
揚州市	市区	二類
	江都市、儀征市、高郵市、宝応県	三類
鎮江市	市区	一類
	丹陽市、揚中市、句容市	二類
泰州市	市区(海陵区、高港区)	一類
	靖江市、姜堰市、興化市、泰興市	二類
宿遷市	市区、宿豫県、沭陽県、泗陽県、泗洪県	三類

以上